

平成 16 年 第 4 回

# 高森町議会 12 月定例会会議録

平成 16 年 12 月 6 日 開会

平成 16 年 12 月 10 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 6 日 (月)

(第 1 日)

## 平成16年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成16年12月6日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

13番 佐伯 金也君

14番 後藤 英範君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成16年12月 6日

至 平成16年12月10日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月 6日（月）	本会議	提案・説明
12月 7日（火）	本会議	質疑・付託・一部採決
12月 8日（水）	休 会	各委員会
12月 9日（木）	本会議	一般質問
12月10日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 議案第58号 高森町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例  
について

日程第 4 議案第59号 高森町過疎地域自立促進計画（後期）について

日程第 5 議案第60号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び規約の一部変更について

日程第 6 議案第61号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数  
の増加及び規約の一部変更について

- 日程第 7 議案第 6 2 号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 6 3 号 阿蘇広域行政事務組合からの蘇陽町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更について
- 日程第 10 議案第 6 5 号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 11 議案第 6 6 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第 12 議案第 6 7 号 平成 16 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 6 8 号 平成 16 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

- |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 宇藤敬君  | 2 番  | 白石博昭君 |
| 3 番  | 山室克尋君 | 4 番  | 山村将護君 |
| 5 番  | 甲斐直三君 | 6 番  | 野中謙三君 |
| 7 番  | 本田生一君 | 8 番  | 甲斐廣國君 |
| 9 番  | 後藤和昭君 | 11 番 | 相馬俊行君 |
| 12 番 | 三森義高君 | 13 番 | 佐伯金也君 |
| 14 番 | 後藤英範君 |      |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 10 番 甲斐正一君

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- |        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長     | 藤本正一君 | 助役     | 阿南哲也君  |
| 収入役    | 芹口誓彰君 | 教育長    | 佐藤昭也君  |
| 総務課長   | 渡辺哲郎君 | 企画財政課長 | 村上源喜君  |
| 商工観光課長 | 佐伯実範君 | 住民生活課長 | 瀬井公吉郎君 |
| 保健福祉課長 | 佐伯秀和君 | 税務課長   | 後藤秀希君  |

農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長、藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成16年第4回高森町議会定例会を開くことに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがたくお礼を申し上げるところでございます。

さて、国・地方の財政源を見直しますと、三位一体改革で政府は補助金削減を柱とした体験型全体像をまとめてまいりました。国の補助金を削減するかわりに、地方の独自の税収をもとに自由な行政を行う道が広がるというものでございます。

しかしながら、その中身からは地方自立への筋道は見えてきておりませんし、地方分権への道のりは遥かに遠い感じがいたしております。しかし、改革の1つの柱である地方交付税が不透明の中、地方の裁量がどこまで広がることできるか懸念いたしているところでもございます。

こうした状況の中で、平成17年度当初予算をこれから編成していくわけでございますけれども、限られた財源を効果的にしかも住民サービスが低下しないように、最大限の努力をしてみたいと思っております。

次に、11月1日から10日まで、町内7会場におきまして、町政座談会を開催したところでございます。今回、町村合併の経過並びに矯正施設についてを主眼として実施してまいりました。住民の皆様方から貴重なご意見を賜りました。今後は、これらの意見を参考にしながら、議会の皆様方にご相談を申し上げ、町政の運営を図るべく努力をしてみたいと思っております。

次に、行財政改革についてであります。現在、内部検討会において、もう少し民間のご意見等を賜るべきではないかということをお聞きいたし、各地域から5名の方々のご参加を願って、鋭意検討をしてみているところでございます。

先の9月定例議会におきまして、12月定例会に行財政改革案をご提示できるよう申し上げましたけれども、その準備を進めていますが、内容についてももう少し論議する必要があります。また、今後、しばらくのご猶予を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

この改革案につきましては、平成17年第1回定例会にご提案できるように努力してまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。また、議員の皆様方

には、重要なかつ困難な問題が山積いたしている中において、町民の代表としてよく重責を全うされ、本町の発展と町民福祉増進のために絶大なるご尽力を賜っていますことに対し、深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げるところでもございます。

いよいよ厳寒に向かっておりますことから、皆様も御身大切、ご自愛いただきまして、ご多幸の新春を迎えてくださいますようお願いを申し上げますところでもございます。

今時定例会におきまして、条例案1件、過疎地域自立促進計画案1件、熊本県市町村総合事務組合及び阿蘇広域行政事務組合の規約改正案7件、予算案2件、合わせまして11件のご審議をお願いをするものでございます。また、人事案件につきましては、今期の会期中に追加提案を申し上げる予定でございますので、何とぞよろしくお願いをいたします。諸議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、あいさつといたします。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成16年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番 佐伯金也君、14番 後藤英範君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成16年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月6日から12月10日までの5日間と決定いたしております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日12月6日から12月10日までの5日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 議案第58号 高森町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第58号、高森町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第58号でご提案申し上げました高森町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、町村合併に伴い、自治体基金構成団体の名称を変更する必要性が生じたための一部改正であり、蘇陽町を山都町に白水村・久木野村・長陽村を南阿蘇村に変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、山都町を平成17年2月11日に、南阿蘇村を同年2月13日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬俊行君） これから議案第58号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号、高森町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第4 議案第59号については、本日は提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第59号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第59号 高森町過疎地域自立促進計画（後期）について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第59号、高森町過疎地域自立促進計画（後期）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第59号でご提案申し上げます高森町過疎地域自立促進計画について、ご説明を申し上げます。

高度経済成長期に始まりました都市への人口流出は、全国的規模で過疎化現象を生み出してまいりました。本町におきます人口の推移を見ますと、昭和32年に1万3,092名をピークに年々減少し、平成12年実施されました国勢調査では7,300人であり、昭和35年と比較してみますと5,792名、44.2%の減となっております。

このことから、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、昭和55年過疎地域振興特別措置法を、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年過疎地域自立促進特別措置法と、相次ぐ立法措置により国・県・町が一体となって総合的な過疎対策事業を実施しているところでございます。

この間、生活基盤である公共施設の整備は進んできておりますけれども、少子化高齢化の進行と人口の流出が続いているほか、現在の状況から産業経済の停滞が見ら

れるなど、現在なお厳しい状態が続いておるところでもございます。

一方で、地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、時代が大きく変化する中で、過疎地域は美しく風格ある国土づくりへの寄与、新しい生活空間としての役割と、地域自立への挑戦、高齢化社会への先進地としての貢献といった21世紀の新たな役割を果たしていくことが求められております。

今回、提案いたしております計画は、先の過疎地域自立促進計画が平成17年3月をもってその前期計画が終了するために、後期計画として平成21年までの5カ年計画として策定するものであります。

なお、本法律は、平成12年4月1日に施行され、平成22年3月30日までの10年間の時限立法となっております。以下、計画の概要についてご説明を申し上げます。

今回の計画作成に当たりましては、昨年12月に決定いただきました高森町総合計画及び前期過疎計画をベースとし、また、熊本県過疎地域自立促進方針に基づき、現時点での社会情勢、及び過疎地域自立特別推進措置法を趣旨とし、踏まえた計画として作成をいたしております。自立促進の基本テーマといたしましては、第1に交流を軸としたまちづくり、第2に未来に伝える美しいまちづくり、第3に南阿蘇を中心としたまちづくり、第4に多世代が生き生きと暮らせるまちづくりを掲げております。

本計画では、高森中心市街地の活性化の現実化を目指すことを重点施策といたしております。高森中心市街地の活性化を推進するために、現在まで、住民参加による中心市街地活性化基本計画を作成し、本年度から用地関係の整理、拠点施設の基本計画等を実施してまいりましたが、来年度から実質的な整備を実施することにより、南阿蘇の中心としての機能を果たすことができるよう計画の実現に努めてまいっているところでございます。

産業の振興では、飲食店や宿泊施設、温泉施設等への観光関連事業と主産業である農林業との連帯を図ることによって、地域の特性を活かした産業の振興を図るとともに、体験型参加型の観光開発を進めてまいりたいと思っております。

また、本町に残された豊かな自然環境と調和し、産業や暮らしのあらゆる場面での快適な環境に住まれ、将来にわたって維持継承されるように今後の施設整備等において、美しい景観整備を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、道路が住民生活に欠くことのできないものであることから、住民の利便性向上、生活基盤への確立のため、やさしい道路網を形成して、生活環境の整

備と充実を図ってまいりたいと思っております。

情報化の推進につきましては、情報処理や通信技術の早急な発展により、高度化が進んでいることから、地域公共ネットワークの検討、電子自治体システムへの運用に取り組んでまいりたいと思っております。

飲料水につきましては、今後とも安定的な供給ができるよう努めてまいります。生活雑排水による水質汚濁を防止するため、下水道整備の検討と併せて合併処理浄化槽の普及を図ってまいりたいと思っております。

環境整備につきましては、今後とも老朽住宅の建て替えを実施してまいりますとともに、高齢者対策といたしまして、高齢化社会への対応と介護保険制度をまちづくりの柱にとらえ、福祉サービス体制の強化を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を推進してまいりたいと思っております。また、老人の豊かな知識と経験を生かした生きがいのある対策を推進してまいりたいと思っております。

児童の福祉につきましては、公立保育所の定員割れ、施設の老朽化、保育に対する保護者のニーズに対応するため、総合保育のための園舎を建設し、児童福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

医療の確保につきましては、まず、健康づくり推進協議会を中心として、町全体を挙げて健康づくりを推進してまいります。また、健康を維持していくための生活習慣の改善と、各種検診への受診率の向上を努めてまいります。

教育関係におきましては、学校統合が解決を見たことから、教育環境の充実に努めるとともに、統合跡地の整備を行ってまいりたいと思っております。

次に、公共施設につきましては、先にご決議をいただきました矯正施設の誘致を進めてまいりたいと思っております。このことは今後の行政水準の維持、向上、過疎地域自立へ大きな効果があるものと考えております。その他、財政状況及び住民ニーズなどに配慮した計画を掲げてまいります。本計画では、過疎債などの本町枠の確保ということから、多岐にわたって事業を計画しておりますが、財政的に決して裕福ではない本町にとりましては、有利な財政を得るための計画であることから、計上をさせていただいております。今、計画は過疎地域の自立のための有効手段として、また本町の浮揚の糸口になりますよう、現実を踏まえながら、一步一步計画への実現に努力してまいりたいと思っております。

なお、最後になりますが、本計画に掲載されました事業につきましては、一部の事業を除き、過疎対策事業債の借入が可能であり、その元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることなど、有利な事業の展開が可能かと思つ

ております。個々の事業の政策につきましては、それぞれの各年度予算編成の中で、予算総額、財政の見直し、事業費の調整を行ってまいりますとともに、議会のご審議、ご決定を賜りまして、事業計画実施となりますが、本計画のご承認につきましては、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。ご説明を終わります。

-----○-----

**日程第 5 議案第 60号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について**

**日程第 6 議案第 61号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 5 議案第 60号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、日程第 6 議案第 61号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更についてを一括議題といたします。

議案第 60号及び議案第 61号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

議案第 60号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

平成 16年 11月 1日に、中央町と砥用町が合併し、美里町になったことにより、中央町、砥用町を美里町に、下益城郡四町衛生施設組合を下益城火葬場組合に、宇城八か町清掃施設組合を宇城七か町清掃施設組合に変更するものです。

また、平成 16年 12月 31日で、芦北郡田浦町、同郡芦北町、菊池台地総合土地改良事業組合、芦北海岸国民休養地組合が、熊本県市町村総合事務組合から脱退、これに伴う条文整理等による規約の変更でございます。

次に、議案第 61号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

芦北郡田浦町と同郡芦北町が合併してできました新たな芦北町が、平成 17年 1月 1日から同組合に加入、これに伴う規約の変更です。

以上、2議案につきましては、関係市町村の議会の同文議決となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） これから議案第60号及び議案第61号について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから議案第60号及び議案第61号について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号及び議案第61号について一括して採決いたします。お諮りいたします。

議案第60号及び議案第61号については、原案のとおり決定したいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議案第61号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第7 議案第62号から日程第13 議案第68号までの7件については、本日は提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第62号から日程第13 議案第68号までの7件については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第 7 議案第62号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務及び規約の一部変更について

日程第 8 議案第63号 阿蘇広域行政事務組合からの蘇陽町の脱退に伴う財産処分について

日程第 9 議案第64号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更について

日程第 10 議案第 65 号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第 11 議案第 66 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

○議長（相馬俊行君） 日程第 7 議案第 62 号、阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務及び規約の一部変更についてから、日程第 11 議案第 66 号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてまでの 5 件を一括議題といたします。

議案第 62 号から議案第 66 号までの 5 件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第 62 号、阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の数の減少は、一の宮町・阿蘇町・波野村の 3 町村が合併することによる脱退と、蘇陽町が合併により圏域変更で、阿蘇広域行政事務組合を脱退することによるものでございます。共同処理する事務の変更は、波野村と産山村が共同で処理していました戸籍事務の電子情報処理に関する事務を波野村の合併により廃止するための変更でございます。規約の一部変更は、以上の改正に伴う変更でございます。

続きまして、議案第 63 号、阿蘇広域行政事務組合からの蘇陽町の脱退に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

蘇陽町が阿蘇広域行政事務組合を脱退することによる財産処分、財産処分協議書によりご説明を申し上げます。

第 2 条の処分すべき財産、第 1 の土地及び建物等については、(1) の土地、(2) の建物、(3) の蘇陽分駐所に配置されている消防救急に関する車両等は蘇陽町へ引き継ぐ。

第 2、組合の基金、(1) の阿蘇ふるさと市町村圏基金については、蘇陽町の出資金額に相当する額 7,232 万 8,000 円を蘇陽町に返還する。(2) の検診基金、財政調整基金は、検診業務による事業益であり、住民検診における町村別受診者按分により 1,013 万 7,847 円を蘇陽町に返還する。(3) 消防本部基金、退職手当基金については、金額を総職員数で割った額 27 万 8,695 円を上益城消防組合へ身分移管する職員を乗じた額を蘇陽町に返還することとなっております

が、身分を移管する職員が決定しておりませんので、決定し、返還額が決まり次第ご報告させていただきます。

第3、平成16年度組合負担金、(1)の平成16年度分阿蘇の火まつり開催に関する経費については、30万7,875円を、(2)の蘇陽町が平成16年度分として負担した組合総務課負担金については51万4,523円を、(3)の蘇陽町が平成16年度分として負担した組合介護保険負担金については33万8,587円を蘇陽町に返還するものです。(4)の蘇陽町が平成16年度分として負担した組合消防本部負担金については、人件費相当分と人件費以外に分け、人件費相当分は上益城消防組合へ身分を移管する職員の平成17年2月、3月分の給与、職員手当、共済費に相当する額を、人件費以外は143万8,624円を蘇陽町に返還するものです。(5)の蘇陽町が平成16年度分として負担した養護老人ホーム湯の里荘負担金については43万4,674円を返還する。

第4、起債償還関係は、組合消防本部に係る地方債の元利償還については、負担を求めない。

以上が蘇陽町に財産処分いたします内容で、詳細な計算及び算定基礎につきましては、詳細計算書のとおりとなっております。

続きまして、議案第64号、阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

平成17年2月10日に、阿蘇広域行政事務組合から脱退いたします一の宮町・阿蘇町・波野村が3町村合併で阿蘇市となり、この阿蘇市を平成17年2月11日に阿蘇広域行政事務組合に加えるもので、規約の一部変更につきましては、これに伴う文言の整理等でございます。

続きまして、議案第65号、阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

数の減少は、平成17年2月12日に阿蘇広域行政事務組合から白水村・久木野村・長陽村が脱退、平成17年2月13日に南阿蘇村が加入するものでございます。

規約の一部変更につきましては、条文によってご説明をさせていただきます。第2条、白水村・久木野村・長陽村を南阿蘇村に改めるものとし、第3条で関係法律を明文化した改正でございます。第5条は、現在、地方自治法第287条の2に基づいて設置されています理事会制を管理者制に変更、それに伴い、市町村長も議会の議員になり、また、関係町村議会選出の組合議員を各々町村2名であったものを

国勢調査人口を基礎として関係市町村議会選出議員数を定めて選出する方法に改正、議員定数を23名としたものでございます。第6条は、組合議会の議長、副議長についての規定で、議長、副議長については、組合議員で関係市町村議会選出議員の中から選出するという事です。第7条は、執行機関の組織及び選任の方法についての規定で、組合に組合管理者、組合副管理者、収入役を置き、その選出方法について定めているものです。第8条は補助職員について、第9条は事務局についての規定です。第10条は、監査委員の選任方法の文言を整理したものです。以上が主な一部改正の内容でございます。

議案第66号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務のうち、産山村・波野村に係る戸籍事務の電子情報処理に関する事務を波野村の合併により廃止することに伴う財産処分でございます。財産処分協議書の第2条に処分すべき財産、第3条に財産の処分方法について記載いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、協議をいただきましてご決定賜りますようお願いいたしまして、また、ご説明申し上げました5議案につきましては、阿蘇郡12カ町村議会の同文議決となっておりますので、よろしくご審議をお願いいたしまして、ご説明を終わらせていただきます。

-----○-----

#### 日程第12 議案第67号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第12 議案第67号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第67号で提案いたしました平成16年度高森町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、台風豪雨によります災害発生に伴う公共土木施設の災害復旧事業、堆肥舎建設費に対する利子補給補助金、債務負担行為の設定、町債の公有林整備事業債の低利借換等でありまして、総額で1億9,372万5,000円の増額補正を行うこととしております。これを現予算と合算いたしますと、46億4,259万6,000円となります。

また、債務負担行為は、畜産環境整備リース事業の利子補給であり、本年度から平成27年度までの11年間の総額163万9,000円を設定するものでありま

す。

歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

11ページの町民税の個人は、現年課税分の見込額の補正であり、所得の減少に伴います減額補正となっております。また、地方特例交付金は、今年度の交付金が確定したことに伴う補正であります。

13ページの災害復旧費国庫負担金は、災害復旧事業費に伴います国庫負担金でありまして、事業費総額の66.7%が交付されることになっております。民生費国庫負担金は、知的障害者施設生活支援事業の増額に伴います増額補正であります。また、土木費国庫補助金は、公営住宅建設事業の国庫補助金を増額する補正であります。

15ページの農林水産業県補助金の林業振興費補助金は、優良間伐材流通促進事業と県指定の鳥獣保護管理事業への増額に伴います県補助金を計上しております。

17ページの町債は、臨時財政対策債、減税補填債額決定に伴う補正、公有林整備事業債の借換に伴う補正、公共土木災害復旧事業に伴います補正を行っております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

18ページ、地域づくり対策事業費は、中心市街地拠点整備事業として造成工事を行う予定でありましたけれども、来年度から本整備に併せて実施した場合、補助対象となることから、今回、減額をするものであります。諸費でJA阿蘇から野菜集団産地育成事業に建設した野菜出荷場が出荷品目の変更や目的外使用に伴い、補助金返納が生じたため、その返納金を計上しております。

21ページの児童福祉施設費では、高森保育園運営費を増額しておりますが、これは年度途中の入園に伴います園児の増加によるものであります。

22ページの園芸産地活力強化対策事業補助金は、台風による被害を受けたハウス強化対策のために、ハウス22件に対して、総事業費3分の1を国・県から、10分の1を町から補助するものでございます。

23ページの林業振興費は、森林基幹林道阿蘇東部線開設の実施計画に伴い、本線部分及び町道黒岩～大戸の口線との取付部分の用地購入費、登記手数料、盛土不足に伴います土量購入費を計上しております。また、優良間伐材の流通を促進するための補助金を計上しております。これにつきましては、来年度以降の事業については廃止縮減が論議されておりますことから、今後につきましては、県補助の動向を見極めながら、それに伴いまして、本町の財政状況も慎重に対応していきたいと

思っております。

24ページの道路新設改良費は、本年度計画しておりました町道下町昭和2号線が簡易裁判所用地補償のための許可が難航しており、年度内の工期を確保することが難しい状態となったために、翌年度事業とすることとし、減額補正しております。

27ページの公共土木施設災害復旧費は、台風の豪雨による被害を受けた道路19件、河川7件、橋梁1件の合計27件を復旧するものです。これにつきましては、早急に対応し、町土の安全確保を図ることといたしております。

28ページの公債費は、公有林整備事業債を低利に借り換えることにより、償還金の軽減を図ることとあります。この借換によりまして、償還額が約1,340万円軽減されることとなります。なお、今後とも町財政の健全な運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、今回、提案いたします補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げますが、ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

-----○-----

**日程第13 議案第68号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第68号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第68号で提案申し上げました平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に歳入歳出それぞれ601万4,000円を追加し、総額を8億8,555万円とするものです。

概要について7ページの歳入から説明いたします。款5療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成15年度分の精算金を計上しております。

8、9ページの歳出は、款2保険給付費の療養諸費及び高額療養費、款4介護納付金、款5共同事業拠出金を今後の歳出見込みに沿ってそれぞれ増額補正するものです。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前10時45分

1 2 月 7 日 (火)

(第 2 日)

## 平成16年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成16年12月7日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 同意第2号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第2 同意第3号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第3 議案に対する質疑・付託並びに採決

日程第4 休会の件

### 2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	11 番	相 馬 俊 行 君
12 番	三 森 義 高 君	13 番	佐 伯 金 也 君
14 番	後 藤 英 範 君		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番 甲 斐 正 一 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企 画 財 政 課 長	村 上 源 喜 君
商 工 観 光 課 長	佐 伯 実 範 君	住 民 生 活 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君

保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 同意第2号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第1 同意第2号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件の関係者であります渡辺哲郎君については、退席を求めます。

〔渡辺哲郎君 退席〕

○議長（相馬俊行君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

同意第2号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案説明をいたします。

渡辺哲郎氏は、人格高潔であり、識見も高く、これまでに総務課長をはじめとして、管理職の経験も豊富でその卓越した指導力と実行力を持ち合わせた方です。また、小中学校のPTA役員等も歴任され、自ら柔道を通して青少年育成の健全化などにも努められ、教育委員として適任だと思っております。

どうか、同意案について、よろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

町長から提案理由がございましたが、そのとおりであるというふうに私も議員生活14年の中で、渡辺哲郎氏を今まで職員として見てまいりました。昨日、報告も受けたわけなんです、私なりに渡辺哲郎さんを見た目で申し上げますと、やはり行政係長を経験されておった、長年、そのあとに初代の監査室長をされた経験がございます。その後、総務課長に就かれたわけなんですけれども、このことについては、やはり今、合併問題、それと地方交付税の削減、三位一体、進んでいく中において、この高森町においても当然、行財政改革をしていかなければならない自治体でありますから、私としては、当時、適切な人事であったと、そのように思っております。ちまたでは、渡辺哲郎氏は堅いとか、いろいろ話がありますが、やはり行政に精通した人間、また監査室を経験した人間、財政について勉強してきた人間からすれば、この厳しい時代、歳入が削減されていく中において、やはり歳出をいかに調整していくかという要に座れば、やはりそういうような堅さというものも私は必要であるというふうに思っております。今現在、行政改革等も行われております。その諮問もされているようでございますが、それについてのいろいろな調査または意見の集約もされておるわけです。

ですから、私といたしましては、町長がせっかくこの人ならばという形で出されてきている人材でございますけれども、私が一議員として答えますとすれば、やはり自治行政にとっては、大きな、私は損失であるというふうに思っておりますので、今一度、再考していただき、この人間にしばらくの間、行財政改革の要としてがんばっていただくことを私としては申し上げたいということをお願いいたします。再考、よろしく願いいたします。反対意見です。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。どなたか賛成討論。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 1番 宇藤でございます。

私は賛成の立場で討論させていただきます。今、13番 佐伯議員さんから大変もったいない人材だからというお話でございましたけれども、じゃあ、他に役場には人材はおらんのかというと、恐らくまだ立派な人材はいらっしゃると思いますし、町長もまたそれなりに考えた人事をされるものと私は思っておりますので、町長提案どおりに賛成するものであります。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（相馬俊行君） ただいまの出席議員は12人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙配布〕

○議長（相馬俊行君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（相馬俊行君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（長尾和博君） 1番 宇藤 敬議員、2番 白石博昭議員、3番 山室克尋議員、4番 山村將護議員、5番 甲斐直三議員、6番 野中謙三議員、7番 本田生一議員、8番 甲斐廣國議員、9番 後藤和昭議員、12番 三森義高議員、13番 佐伯金也議員、14番 後藤英範議員。

○議長（相馬俊行君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（相馬俊行君） 開票を行います。

会議規則第32条第2項によって、立会人に、2番 白石博昭君と13番 佐伯

金也君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（相馬俊行君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成7票、反対5票です。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第2号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

本人の入場を認めます。

[渡辺哲郎君 入場]

○議長（相馬俊行君） 本人からごあいさつをお願いいたします。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

私の教育委員の選任につきまして、議会の皆様方のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後は、教育委員といたしまして、一生懸命がんばってまいりますので、議員の皆様方のご指導をよろしくをお願いいたします。ご同意ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

-----○-----

日程第2 同意第3号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第2 同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由の説明をいたします。

宇藤信喜氏は、姿勢温厚誠実に品行方正な見識は、夙に高く評価され、信頼とその徳望は衆人の認めるところであります。宇藤氏におきましては、これまでにPTA会長や消防団分団長など歴任され、その手腕に期待するところが極めて大きいものがあります。

よって、同意案につきまして、どうぞよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

本件については、これを同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これを同意することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 議案に対する質疑・付託並びに採決

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案に対する質疑・付託並びに採決を議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

### 議案第59号 高森町過疎地域自立促進計画（後期）について

○議長（相馬俊行君） 議案第59号、高森町過疎地域自立促進計画（後期）についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

全般的な詳細にわたる部分は委員会等でもいろんな質疑があろうかと思っておりますけれども、私は、1点だけ、この観光開発ということについてお尋ねをしたいと思っております。いろんな計画等が5カ年でされておりますけれども、私は1つ、地元として是非とも言っておきたい部分がございます。最近、健康ブームということで非常に山登りをされる方が増えております。その中であって、いろんな数多くのすばらしい山を抱えている高森町といたしましては、その登山道の整備なり、あるいは休憩所の整備なり、そういった点も今後は十分考えていかなければならない点だろうと思っておりますけれども、ある意味、地元の方々がその大事な観光資源を大事に

保存されているというか、維持されている地域もございますし、私の色見地域の中岳登山道にしてもしかりでございます。何十年来という下刈りをされながら、その整備に地元の方が務めておられます。その中であって、これは町長も就任当初、地元の方との意見交換の中で中岳登山道については、年次計画を入れながら整備していこうじゃないかというふうなお答えをいただいております。しかしながら、過疎地域自立促進計画の中にはうたっておりませんので、自主財源でやられるのかもしれないけれども、そういったことにつきまして、今後、登山道の整備については、どういうふうなお考えがあるかをお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、観光地の登山道路整備等の内容についてかと思えますけれども、いろいろと九州横断歩道と申しますか、清栄山とか、いろんな長谷峠とか、いろんな清和村の方にも向かって結構道ができておるわけでございますけれども、今のところ、県の方が工事をなされまして、その点々とした補修工事は県の方でもなされております。今のところ、町独自で山に登る歩道等につきましては進めておりませんが、いろんな地域の方々の方針に基づきまして、いろんな要望につきましては、できることから1つ1つ進めているところでもございます。もっと観光面、今、せつかくのこういうチャンス到来の時でございますから、今からもっとそういうことに関しましては、進めてまいりたいと思っておりますし、道づくりに関しましても、今、6番議員さんがおっしゃいましたように、やっぱり自主財源がいますものですから、そのあたり、加味しながら、今後は進めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 中岳登山道というのは、今の吉田線は車が上っておりますけれども、以前の経緯からすれば、吉田線とこっちの中岳登山道がどっちに道をつくるか、争った経緯がございます。残念ながら、今の吉田線の方になっておりますけれども、それほどまでも重要ないわゆる登山道、歩いて登れる登山道でございますので、具体的な今後の計画をもう少し詳しくお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、いろいろと計画はなされておりますけれども、詳細にわたりますとは、観光課長の方から説明を申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 登山道につきましてお答えいたします。現在のところ、具体的な計画をしておりませんが、今、言われましたように、遊歩道、その他観光客もかなりいらしておりますけれども、なかなか予算を伴いますので、自主財源、一般財源である程度、砂利を敷いたり、草を刈ったりぐらいの整備しかできておりませんが、大分荒れているところがございますので、今後、そういう県の補助事業等がございましたら、なるべく整備をやっていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

非常に私達としては大変ありがたい制度でございますから、この過疎地域、地域としては大変残念なことではございますが、資金繰りをする自治体としては、大変有効な過疎債を使う計画でございますので、フルに使わせていただきたいと思っております。ただ、問題は、財政の方にも聞きたいんですが、これが過疎債については、事業額の70%、過疎債の70%を基準財政調整需要額で地方交付税の中に算入されてくるということなんです。ただ、問題は、現状ですね、平成12年ペースで見てもわかるように、地方交付税というものは、年々減ってきておるわけですね。当然、私どもの自治体としては、過疎債、辺地債を今まで使ってきて、いろんな事業をやってきておりますから、それが基本とするならば、そうは地方交付税というものは減ってこないものだというふうに思っております。ただ、この前、鳥取県の知事が言われておったんですが、いろんな恩恵のある地方債を国に言われて、それに乗かって地方の自治体が事業をする、そうした時にそれを地方交付税の中に算入させて、年賦的に地方の財政に負担がかからないようにしますよというふうに国は言うけれども、ただ将来の地方交付税が本当にそのとおりに入れてくれるものなのか、それが非常に私は疑問であります。

ですから、過疎債が70%、要するに、過疎債を借りてそのうちの70%が地方交付税の中に算入されてくるというのが、本当に地方として、国を信用していいものかどうかという時点で、もう現実、そういう時代に来ておると思います。ですから、今回、事業が様々上がってきておりますけれども、その点について、今後の見通しはどういうことなのかということを財政の方にお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

ただいま議員の方からお尋ねがありましたように、現在は、元利償還金の70

%、交付税の算定上きちきちと入れてきております。しかし、確かに、おっしゃるように、交付税、これだけ算定方法を変えたりとか、いろんなことで縮減されている中で、私達課内でも果たしてこれが将来的に70%を維持できるのかということについては、若干の疑問は持っております。

しかしながら、現在の町の財政でいきますと、現在ありますこの過疎債、また、過疎地域に特別な補助率を適用する制度、そのあたりを利用するためには、この計画に計上することがまず第1でありますので、私達も将来は危惧しておりますけれども、現在ではやはり町の財政を運営していく中では一番大切な今回の計画ではないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 確かにこれを利用しない手はないわけですから、それについても、やはり様々な計画を挙げておかないことには、今後、過疎債を使用する場合において、その過疎債適用から外される恐れがありますので、この手続きについては、何ら問題はないものだと思っております。

ただ、今後、この過疎地域自立促進計画をつくるにおいて、じゃあ、基本として何を考えたのかということですね、じゃあ。要は、昔みたいにお金が余っていた時代、経済が伸びていた時代というものは、やはり経済効果とかというものは抜きに、やはりその地域の活性化ということだけでやってきたというふうに思います。しかしながら、今後においては、やはりある程度リスクを背負う事業であるならば、それに見合うある程度の成果というものが私は見出さなければ、いろんな計画を立てることは不可能ではないかなと思っております。

しかしながら、過疎地域において、何も事業をしないということになれば、やはりどんどん過疎が進んでしまう。経済の疲弊が進んでしまうという恐れもあるわけですが、ただ、いろんな計画を見た中で、この計画が本当に効果を期待した計画であるのかということも何点かはその疑問があるわけです。ですから、その点について、この計画を立ち上げるにおいて、やっぱり大基本として持ってきたものが経済効果であるのか、それとも、地域の活性化であるのか、その点について、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

1つは、確におっしゃるとおり、経済的な効果、それは道路整備等もしかりで

ございますけれども、それともう1つは、いわゆる住民福祉の向上という広い意味での経済も含めましての住民福祉の向上ということを基本にあげておりますし、今回のテーマということがテーマ別におきますならば、交流を軸としたまちづくり、未来に伝える美しいまちづくり、南阿蘇の中心となるまちづくり、多世代が生き生きと暮らすまちづくりというような4テーマ掲げておりますので、広い意味で住民福祉の向上ということでご理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、財政課長が言われましたとおり、4つの大命題があるわけですが、それはわかるわけです。今、金融機関はいろんな個人事業者がいろんな事業をする場合において、じゃあ、事業展開をしようと、じゃあ、今後、こういうものに手をちょっとつけてみろうか、こういうふうには業務拡大しようかというときに、金融機関なんていうのは、やっぱりある程度の根拠、財政的な根拠がないと、事業展開に対して資金融資はしないわけですね。ですから、いろんな大命題を立てるはいいんですが、しかし、これ出された4点については、すべてお金が絡むことである。ですから、借金に借金を上乗せしてした時に、その借金を戻せる目安があるのかどうか、確かに、過疎債でするわけですから、70%国が面倒みてくれると言われれば、やっぱり計画を立てておかざるを得んと思うんですが、だからこそ、じゃあ、やはりこれから経済効果を生んで、それでまたいろんな経済の浮揚によって、新たな税収を生んで、それにより住民福祉の向上というのが図られてくるというのが結果であるんじゃないかなというふうに私は思います。

ですから、やはり今やるべきことというのは、やっぱりこれだけ財政厳しい中、歳入が不透明の中で行われることというのは、まず、経済効果を生み出すような施策であるべきではないかなというふうに私は考えております。その考え方については、いろんな方達がいろんな考え方がありますから、私の考え方が正しいとは言いません。しかしながら、これだけ財政、歳入の厳しい中においては、新たな歳入を生み出す過疎債の事業を私は計画を立てていくべきではなかろうかなというふうに私は考えております。その点については、今後、各常任委員会等で話が行われますので、十分議論を交わしていただきたいというふうに思います。

ですから、それと、あと別に、参考資料が末尾の方に付けてございます。51ページから56ページまでですね、その中で、事業内容でちょっとわからないところがあるわけですが、そのあたりについて、ちょっと事業の計画性をお聞きしたいというふうに思いますが、まず、51ページに書いてある平成17年度多目的

広場整備事業 3,500 平米 9,600 万円とありますが、多目的広場整備事業のこれは場所と事業内容、それと、石畳整備事業ですね、この 1 億 1,600 万円、この点についても、これは 19 年度以降ですから、まだ先のことでいいとは思いますが、これだけ住民福祉と言われている中において、歩きやすい、要するに、足の不自由な方でも歩行がしやすい、そういうことからすれば、逆に石畳というものは、観光ですから、それもいいとは思いますが、観光客の方達は足が健康な人ばかりじゃないわけですから、それを考えた時に、こういう事業が今さらいいのかどうかということ、それと、あと、うそぐいの滝歩道整備事業、これが 1,000 万円組んでございますね。単年 200 万円ずつですが、まだ野尻地域においては、川田代の橋が今建設中でございます。水上の方からの道路建設についても、まだ途中でございます。その中において、まだ玄関口を扱わずして奥の床の間だけを扱うような形でいいのかどうか、うそぐいの滝を扱うのなら、先ほど、野中議員が言われた丸山の登山道路を扱っていた方が私はいいような気もするわけですが、これは、町長さんが決められたことでしょうから、あとでお聞きしたいと、野尻の入り口を扱う、玄関を扱う方が私は先決であると思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思えますし、あと、これ、私達の委員会なんですけど、統合保育園の建設事業 1 棟 8,776 万 9,000 円なんです。これが 17 年度に計画されております。私は、未だかつて統合については反対でございますから、賛成したい気持ちはございませんので、この予算が出てきても、私としては、全然関係ないんですが、昨年からお聞きしておる統合保育園をつくるという場所は俗に言う僻地でございます。そうなりますと、私は辺地債が使える。辺地債の方が地方交付税に算入される割合というのは、過疎債よりも高い、そのように私は思っております。それなのに、なぜ、あえて過疎債の方の計画の中に挙げなければならなかったのか、これは、過疎債でもしかしたら手続き上、いいのであったのかどうかということをお聞きしたいというふうに思っております。

それと、建設課長さんにお聞きしたいんですが、これ、私の地元なんですけど、村山 1 号線ですね、これは、地元の方に説明した時には、全線を 2 年かけてするというふうになっております。あそこの全線は 400 メートルじゃないと思うんですが、今度の過疎債の計画では 400 メートルと書いてございますが、その内容の違いについてお聞かせいただきたいと思えますし、その辺の説明を簡単によろしくお聞きをいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 観光の方では、うそぐいの滝を今やっておりますので、そのことにつきまして、ご説明いたします。

うそぐいの滝、何年前か、テレビに出まして、大変いろいろお客さんから問い合わせがございまして、3年ぐらい前から原材料と人夫賃で階段をつくっております。あと、もう少しで下まで行けるような状態でございますので、事業費概算で1,000万円組んでありますけれども、それほどまではかからないような状況でございます。大体そういうところでございます。岩場のところがございまして、あともう少しのところまで来ておりますので、そういう状況でございます。

あとにつきましては、企画の方で市街化活性の方でやっておりますので、企画課長の方をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えいたします。

まず、多目的広場につきましては、旧産交跡地、旧高森保育園跡地の一体的な整備の中での多目的広場の整備でございます。

次に、石畳につきましては、今の事業、当初は単独でということございましたけれども、国土交通省の方の事業で、まちづくり交付金事業というのがございまして、その中で、1つだけ事業をしても補助対象になりませんが、一体的に中心市街地を活性化する、いわゆる町の再生計画というのを出しますけれども、その中で一体的に整備されるものについては、補助対象とするということで、この石畳につきましては、湧水トンネル公園から町中の方に伸びております町道を石畳整備するというような計画を持っているものでございます。

それと、先ほどの保育園の整備について、何で辺地債でなくて過疎債の方で今回計上しているのかということでございますけれども、確かに70%、80%で交付税の見返りが10%、辺地の方が多うございます。この件につきましては、一応過疎計画でもあげますけれども、また、これは議会に実際、建築の時に諮りしなければなりませんけれども、辺地の点数というのがございますけれども、それで辺地として認められる点数が出ましたならば、この計画だけでなく、辺地計画の方にも計上して、実際の事業の方は整備をしていきたいというふうに考えておりますので、今回は、過疎計画のみにあげているということでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 村山1号線の400メートルの件につきましては、概算と

ということで当初計画しておりました。先だって、村山の方で地元説明会を実施しました際に、実施設計の状況を見ますと、キロ数はずっと伸びておりますが、今回、400メートルというのは、概算でやっておりますので、今後、実施において、キロ数、それから金額等については、確実に出していきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 概算ということですから、400メートルから800メートル、倍に増えても概算ということで認めていただけるのであるならば、他のところも300メートルが600メートルになったり、500メートルが1キロになったりということも今後については、計画の変更というのが過疎債のこの過疎地域自立促進計画の中でも認められるというふうに解釈をいたします。ですから、もしかしたら、300メートルがゼロになる、そういうことも可能性としてはあるというふうに考えてよろしいと私は受け取りました。

今後、財政の方をお願いしたいのは、地方交付税が23億円あった時代から、地方交付税が18億円の時代になってくる、そうなってくると、当時7メートルの幅の道をつくっておったわけですけれども、しかしながら、今後においては、地方交付税が30%削減されるようであるならば、道路延長がそのままであったり伸びたりする場合には、道路の幅を3割カット、そういうような計画を立てていただかなければならないというふうに思います。

現在、町道改修率についても、ある程度、高森町については進んでおりますが、しかしながら、やはり全然まだ未改修の地域もあるわけですね。その中において、やはり新たに道路を改良しようとか、現在、舗装道路でも新たに改良しようとか、いろいろする場合においては、やはり道路幅については、十分考慮する必要があると思っております。

ですから、財政が厳しい中だからこそ、やはり事業をする場合においては、道路延長を確保するのであるならば、道路の幅を狭めるとか、そういうような考え方をして、総事業費を抑え、そのような工夫をしないと、昔みたいに、地方交付税、満額いただいた時代じゃございませんから、過疎債だから辺地債だからといって安心して借金をして、親方が倒れてしまえば、すべての借金は子がかかってしまうわけですね。そういう恐れがあるわけですから、十分慎重に、私はやっていただきたい。堅い総務課長が今度は教育委員に行かれる、私は大変残念なことでございます。堅い方がいなくなるわけですから、今後、その堅さを全職員に持っていただい

て、要望を聞くばかりじゃなくして、やっぱり要望に対して、なだめるような、今の現状をわかりやすくかみ砕いて説明して、財政が大変厳しいんだ、これから先、住民福祉を今後進めていく上においては、ここをこう切りつめなければならないんだというのを町民の方達に説明し、堅いと言われようが、あいつは言うことを聞かないと言われようが、町民全体の福祉のために無駄な事業については、今後、どんどんどんどん見直しをやっていただきたい。要望しておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第62号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務及び規約の一部変更について

議案第63号 阿蘇広域行政事務組合からの蘇陽町の脱退に伴う財産処分について

議案第64号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更について

議案第65号 阿蘇広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第66号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

○議長（相馬俊行君） 議案第62号から議案第66号まで5件を一括議題といたします。

議案第62号から議案第66号まで5件について、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 阿蘇広域行政事務組合の中の組織の改編、または町村合併についての変更等、いろいろな問題が、ひっくるめてございますが、総括してご質問をいたしますが、先般、熊日新聞等で書かれておりました広域消防の時間外手当の

問題、この件について、昔から広域消防についてのあり方、いろいろと広域の議会、または各町村の議会等でも論議があったと思います。私達高森町においても、広域消防には1億円超の負担金を出しているというのが現状でございます。今後、町村合併を境に、いろいろな組織の改編、または事業所の見直し等が行われてくると思いますが、町長にお伺いしたいんですが、理事会等で今後の広域消防のあり方、長期的に見た時に、どういうふうになっていくのかということの論議がなされておるとは思いますが、その内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、広域事務組合、消防署というのはあそこの1つの広域の中でございます。消防署の話でございますけども、今回、消防署は蘇陽町さんが山都町ということになります。蘇陽町の方から今、9名の方が消防士としてお勤めになっておられ、白水の方に家をつくったり、縁あって養子に行かれたという方が2名ほどおると、あとの残りは矢部の方に、上益城の広域の方に大体行かれるというふうな計画でございます。ただ、それとはっきりしておりませんのは、やはり阿蘇広域に勤めておいでになりますものですから、それを蘇陽町の方だからあっちに行きなさいと、そういうことはまずこっちから言うべきじゃないだろうなという話が出ております。それと、残業手当と申しますか、超過の手当のお話が新聞等に出ましたけども、あれにつきましても、ここ長年、いろんなトラブルがございまして、尾を引いてきたように聞いております。また、その1つのもめ事と申します、その責任をとる形になって、消防士の方が責任をとったような形でおやめになっておりますし、まだそのあとの後任はできておりません。後任の方は次長さんが今の代理ということでなされております。

広域の中で今言われますのは、消防署、本当の意味での人口に対してのいろんなルールから申しますと113名いるとか、いろいろ言われておりますけども、そこは今こういう時代でございますから、私どもも各町村の負担金が極力少なくて済むように、どのようにしたらいいかということ今、打ち合わせをしているところでございます。今度、阿蘇市ができれば、その中でもお互いに出す均等割、人口割、面積割と、いろいろなものがございますけども、その中で今、検討をいたしているところでございますし、今、13番議員さんがおっしゃいましたように、うちも1億300万円ほど納めてございますけども、うちはもう1億円も出し切らんですよという話は今しているところでございます。もっと具体化、この近日中に具体化ができるものだと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 以前から広域消防については、いろいろと議論を醸しており、超過手当、1日出て2日休むわけですが、24時間勤務ということで、その間、16時間勤務、8時間仮眠、もし、8時半に救急車出動をして、9時半、10時になった場合については、その折り返し分、9時以降の分については、超過手当であるというふうな解釈でございます。ですから、その分についての超過手当がどうなったのかという問題であったと思いますし、また、もしかしたら、私は中身をよく存じ上げておりませんが、広域消防、全職員が火災の場合において、消火活動に出て行く。皆さん、休暇中であろうと、待機という形で、皆さん、通信の手立てを持ちながら、管内、または連絡のつくところに待機する形で休暇をとっておられるわけです。

ですから、私は、その時にも申し上げたわけですが、超過手当の中、勤務手当の中、出動手当の中で、私はいつも不思議でなかったのは、地域消防の方達は土曜日曜であろうと、夜中の12時であろうと、出動手当は一律である、しかしながら、広域消防においては、土曜日曜、夜中に出ていった場合については、要するに、休暇中の職員が出ていった場合については、当然、出動手当が通常の平日出ていくというよりも高い、そのような差額が認められているわけですね。しかしながら、広域消防は、広域行政事務組合職員として採用ではなくて、広域の消防署員として採用されているわけです。じゃあ、消防署員というものは、土曜日曜を抜いた月曜日から金曜までにはしか災害がないのか、または、防災業務がないのかという解釈で、私は応募している者は誰一人としていないと、災害はやはり365日24時間体制で毎日いつ起きるかわからない状態で待機をさせなければならないわけですから、そういう業務に就く場合において、やはり特殊業務として、特殊手当としてついておるわけでありますので、それ以外の分については、やはりある程度の考慮が必要であるというふうに思います。

しかしながら、私達としても、地域消防を充実させていかなければならないわけでございますから、今後については、やっぱり広域消防のあり方、広域消防について、今後、合併しなかった高森町がどう考えていくのか、やっぱり私は真剣に議論をしていかなければならないと思うわけですね。救急車を高森町の人達が呼んだ場合、白水から来ると、救急車両は一般の車両よりも重量がありますから、普通の乗用車で来る場合については10分で着いても、救急車両は高森町の町内に入ってくるのに15分、20分かかる場合がある。白水村の方達はいいいわけです。しかしな

がら、一番人口の多い高森町については15分、20分、一般の白水村よりも5分、10分待たなければならない。やはり生死の境にいらっしゃる方達はこの5分、10分というものが私は一番影響するものであるというふうに思っております。

今のように、白水に消防署、分駐所ですか、というものを置いておくということであるのならば、やはり高森町においては、やっぱり今後、救急車両を専門とした形だけでもいいから、何らかの組織の改編等をやっけていかざるを得んというふうなことを私は広域の議会等でも発言をしていただきたいと思います。1億円以上を納めるのであるならば、それを抑えて5,000万円程度で救急車両の購入、または救急車両の運転手等を私は役場で抱えておいても何も問題はないと、そのように考えております。

今後、広域がこのように町村合併によって、組織の改編が行われる、この機会を利用して、どんどん広域の理事会等、議会等でこういうふうな意見を出していただいて、高森町の負担がなるべく軽く済むように、そしてまた住民のサービスが今後充実するように、私はがんばっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

小さいこと1点だけお聞きしたいと思います。皆様方、左手の方に見えます焼却場の煙突がございませぬども、この煙突の効果というか、非常に野菜をつくる農家にとっては、非常にマイナス面が多うございました。早急に使わないということで、除いていただきたいんですけども、取り除く計画の方を理事会の方ではどううふうになっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 一応、煙突につきましては、取り壊す計画になっております。ちょっとはつきり覚えておりませんが、取り壊すための設計委託を16年か17年度、どちらかで組む予定で計画されております。それ以後、調査した段階で、事業費が決まり次第、取り壊すようになっております。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、総務課長が申しましたとおりでございますし、この前も皆さん方にご報告申し上げたかと思っておりますけれども、赤水の方のやはりチリ焼き場等におきまして、煙の被害、灰の被害がございまして、その補償が400万円ほどござ

いました。何であそこだけ補償して、高森は補償しないのかということになったことは事実でございますし、そのために、補償等がないということでもございましたから、広域の議員さん2人おられます中に出たのが、そこの柏塚の墓の前にあります廃材置き場と申しますか、土地が約2反ほどございます。あそこの柏塚の墓、道が狭いところでございますし、駐車場1つありませんから、それを無料で高森町にくださいということでもございます。そういう恩典と申しますか、そういう取引をして、今回は煙突の補償はしていただいておりますということですが、ただ、間違いのないことは、煙突は広域が外しますということですが、近い内には工事等も発注があるかと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 予算が付いていたまでは知っていたんですけども、それから実際がなかなかされなかったものですから、どうなっているかなと思っております。一番迷惑を被ったのは、色見の本当に野菜農家だったと思っております。市場に持っていけば、本当に煙突があるというだけで叩かれておりましたので、補償費が高森町全体として入ってくるということで解釈すれば、それまでなんですけども、やはりその部分の補償というのは、対象地域の方にすべきではないかなというふうに考えますので、もし、そういうやさしいお考えがあるのであれば、是非とも、その野菜農家に対する考えも持っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

今、野中議員の方から質問があつておりました焼却場の煙突の件でございます。これにつきましては、それこそ地域の件でございますので、議会の方で意見を申し上げたところでございます。確かに16年度予算を付けておりました。ところが、実際、設計、いろいろ出させますと、ダイオキシン関係で相当な金がかかるということで、これは単独では無理だろうということで、17年度事業で補助をかけてやろうという形で17年度事業にやりますということで、確認をとっております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号から議案第66号まで5件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号から議案第66号まで5件について、一括して採決します。

お諮りいたします。

議案第62号から議案第66号まで5件については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第66号まで5件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第67号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第67号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第68号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第68号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第4 休会の件を議題といたします。

明日8日は休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時00分

1 2 月 9 日 (木)

(第 3 日)

## 平成16年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成16年12月9日

午前10時12分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 決議第4号 行財政改革特別委員会設置に関する決議について

日程第2 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
6番	野中 謙三	1 学校跡地計画	1 学校統合後の跡地整備計画について (年次計画・予算等)
		2 農業用水と簡易水道について	1 中心市街地内における基金の位置付け
		3 刑務所について	1 住民座談会を受けての今後の計画

### 2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇藤 敬君	2番	白石 博昭君
3番	山室 克尋君	4番	山村 将護君
5番	甲斐 直三君	6番	野中 謙三君
7番	本田 生一君	8番	甲斐 廣國君
9番	後藤 和昭君	11番	相馬 俊行君
12番	三森 義高君	13番	佐伯 金也君
14番	後藤 英範君		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 甲斐 正一君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時12分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 決議第4号 行財政改革特別委員会設置に関する決議について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 決議第4号、行財政改革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

提出者を代表いたしまして、行財政改革特別委員会設置に関する決議について、趣旨説明を行います。

近年の緊迫する町財政の健全化を目指すためには、行財政改革の推進は必要不可欠なものであると考えます。今回の決議は、このようなことから、必要性に基づいた無駄のない効率的な行政を実現するため、議会に特別委員会を設置し、調査を行うものであります。

なお、特別委員会設置に伴います活動経費などについては、既定の予算で対応することにしております。

この特別委員会設置目的をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本決議案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第4号、行財政改革特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました行財政改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、行財政改革特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

## 日程第2 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中です。

今回、一般質問、1人で寂しいんですけども、主に3点について、ご質問したいと思います。学校跡地の計画について、2番目として農業用水と簡易水道について、主に簡易水道の方で質問したいと思います。3番目に刑務所について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、学校跡地の問題でございますけども、学校統合が20年来の懸案でございましたがようやく取りあえず完成をするというか、理解を得た形で終結するわけでございますけども、その中であって、学校跡地等の問題が今後は大きな問題として取り上げられるものだと思っております。近年、学校統合をしたのが上色見・色見小、草部南部小中学校が統合していくということになります。けども、昨日の委員会でもございましたけども、何もその学校だけではない、統合したのは、尾下から河原からまだ数多く学校の統合の跡地というのは、やはり問題として残っており、そういったことで、委員会の中でも今後、検討していくことになっておりますけども、今回の質問の中身といたしましては、上色見・色見地域、さらに、

草部南部地域の学校統合跡地について、具体的な今後の進め方について、お伺いをしたいと思っております。

まず、こういった形で整備を進めていくとかということでございますけれども、まず、地域からの要望が上がって進めていくというのが1つのやり方だろうとは思いますが。さらには、その中に、役場としての携わり方の位置付けなり、将来の高森町全体としての役割をどうとらえていくか、さらに、そういった具体的な話の中で、執行部側がこういった形でその地域に入って話を進めていくのか、さらには、その3校でございますけれども、その整備を進めていく中で、順番的には、こういった形でされていくのか、さらに、予算については、取りあえず総合計画の中でうたってございます予算内がございまして、果たしてそれだけでいいのか、そのあたりについて、まず、最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。6番議員さんのご質問に対しまして、いろいろと今、計画中でございますけれども、大変地域の方々には痛みを伴います学校統合にご協力いただいておりますことに関しまして、衷心からお礼を申し上げるところでもございます。

草部地域におきましても、今、野中議員さんの方からおっしゃいましたように、約19年、約20年近くの経過がなされております。今回、地域の皆様方にご協力をいただきながら、平成17年4月1日から統合ということで許可をやつといたしたところでございます。今の教育長に関しましても、本当にご苦労があったんじゃないかなと、衷心よりお礼とまた感謝の気持ちでいっぱいでございます。

私も今回、学校統合ということで、色見の地域はご存じのとおり、去年統合を終わりました。今回は、草部南部地域ということでお願いをしたところでございまして、もちろん、地域の皆様方が一番思われ、また、皆様方がコミュニケーションをとる場所として、学校は今まで十分な校区の活動がなされたものと思っております。

今回は、学校統合後の、跡地問題ということかと思っておりますけれども、今のところ、平成17年から18年、19年ということで、計画をしております。本年8月に上色見を良くする会の方から要望が出されておりますし、11月には、先月でございますけれども、色見地域の方からも跡地要望書が提出なされました。

今後の計画につきましては、平成17年度において、色見・上色見の両地区の基本計画の策定を行うということでございました。平成17年度の実施予定としてお

りますけども、年度予算的な関係もありまして、順番的には両地区の住民の方々と十分協議しながら、地域の方々が納得できるようなことで、今後、決定してまいりたいと思っております。

また、草部南部地区におきましては、今、活性化委員会ができております。今、一つ一つ具体化をなされているところだと思っておりますし、できるものなら、早い機会にそういう要望書をいただきまして、それに基づきまして、十分な地域の方々と密接な関係を持ちながら、一つ一つその地域の要望について、実行してまいらなければいかんと、そのようにも思っております。もちろん、いろんな面におきましても、予算の範囲内ということがあろうかと思っておりますけども、できる限り、そのような地域の皆様方の痛みを十分考えながら、ご相談を申し上げてまいりたいと、そのように思っております。

今回は、今申しましたように、上色見地域の方から8月、色見地域から11月に出されておりますので、今検討中でございます。詳細にわたりましては、担当の方から申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいま、ご質問のありました中で、今後の具体的な方法につきましては、町長さん、基本的には、3地区の基本計画を策定しまして、それで実施ということでご説明なされたかと思えます。色見・上色見両地区については、現在のところ、来年度で基本計画を策定いたしまして、できれば、17年、18年で実施していく、草部については、現在、活性化委員会の方で具体的な要望について、今後、詰めておられます。それによりまして、やっていきたいと考えております。

また、実際、策定の方法といたしましては、当然のことながら、地元住民の代表者の方、それから、行政各課の関係の検討委員会を各地区とも設置しまして、基本計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

地区住民にとっては、学校統合、これも長年の懸案でございましたし、さらには、その跡地をどうやって活性化していくか、それが今後の課題で、非常に皆期待をしているところでございます。

1つは、上色見地域にあっては、そういった良くする会という会が組織されてお

りますし、下色見地域には、区長会という組織がございます。南部の方では、活性化委員会というのがございまして、それぞれがその地域で独自の活動をされておるということで、ある意味では、そういった母体があるからやりやすいというふうに感じております。その母体に対する助成というか、応援の仕方ですね、このあたりも今後は、執行部をはじめ、教育委員会を中心としてまた進めていただければと思っております。

学校跡地といっても、高森町内には跡地が旧校区ごとにたくさんございますし、さらには、町全体の活性化を図るためには、畜協跡地とか産交跡地とか、中央公民館、林業センター、あるいは草部南部の出張所、そういった形で非常に全盛期という言い方はおかしいんですけども、そういった建物をつくったあとの土地利用というのが今後は、町全体としては大きな課題となってくると思いますので、そのあたりも含めまして、総合的にバランス良い計画のアドバイスをいただけるならと思っております。

ちなみに、下色見の区長会の意見といたしましては、学校跡地の方に健康志向といたしますか、健康的な地域づくりをしたいということで、そういった要望もなされておりますし、具体的な内容の検討に今入っておりますので、是非とも各担当課長さんあたりのお力添えをいただきながら、進めていきたいと思っております。是非、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1つは、順番的な分は、事務局長の方からご説明がございましたので、このあたりについては、17年、18年で進めていかれるということで、17年度が基本計画で、18年度が実施されるということで、この旨、区長会の方にも伝えておきたいと思っております。

それでは、2番目の農業用水と簡易水道についてということでご質問をさせていただきます。

以前から何度か質問させていただいておりますけども、その中で、どうしても農業用水の中における簡易水道の位置付けというのが、私はどうも疑問として思っております。1つは、高森町の簡易水道事業の基金設置条例の第1条にございます高千穂線建設高森トンネル工事に起因する飲料水渇水被害対象地区の簡易水道事業に要する経費の財源とするため、高森町簡易水道事業基金を設置すると、第1条にうたってございますけども、これは、どう考えても、高森中心地のいわゆる旧、今でいう内山水系とか、そのあたりの水利組合の水道のことだと思います。

私が疑問に思う点は、その市街地区域のみの経費の財源とするといううたい方を

1条でしておいて、3条では、基金から生じる収益は簡易水道の特会の方に計上して処理するものとするというふうにならされておりますので、その簡易水道の特会の方は、高森町全体で使っております。高森町全体ですね。簡易水道に加入している世帯は。となりますと、その基金から生ずる益金は、高森中心地の区域の人達のお金とするんですよ。うたいながら、全体で使うというのは、僕はある意味、矛盾していると思います。そのあたりの解釈について、これは、平成元年に元々つくられた条例ですので、町長が今の見解としてこの条例の、僕が矛盾と思う点について、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、野中議員のさんの方からお話がありましたように、私、思いますに、高森地区に関しての対象地域の簡易水道に関わる財源ということで、6億円のお金は基金としてあります。もちろん、その6億円の収益でいろんな電気料とか、いろんなものを補っていくわけでございますけども、最近、超低金利でございまして、なかなかそのようにも実際いっていないんでございますけども、私が思いますには、今、町内全域に簡易水道という施設が8カ所ございます。また、飲料水供給施設が7カ所、計15カ所の管理運営を高森町簡易水道事業特別会計ということでやっております。何とかして、町全体の規約に書いてありますように、一元化ができないものかということで、今、一生懸命努力をしておりますけども、現時点ではなかなかこの簡易水道の特別会計だけを分離して、運営していくというのは、なかなか無理と申しますか、なかなかはっきりしない部分がございます。

他の簡易水道、いろんな地区の地域の簡易水道事業に対しましても、大きな負担等もかけることとなるかと思っておりますので、今のところは、現状のやり方を維持してまいりたいと、大きな地域によりましては、町だけの6億円の基金の運用じゃなくて、いろんな地域、野尻・草部、また色見地域に関しましても、大きなまた負担を地域の方々にご迷惑をかけるんじゃないかなと思っております。今のところは、なかなかそういうことに関しましては、困難かと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 現状の運営上では、やはりその基金の部分についての処理の仕方が全部特会の方に入れて処理しているものですから、それを全体で本管を入れ替えたりとか、そういった分にされておりますし、もちろん、トンネル内の水道の機械ですね、入れ替えたりとかやっております。しかし、条文だけを見れば、非常に矛盾するわけですね。ですから、私が言いたいのは、この文言の部分を実運営上の

やり方を変えるべきではないかなと思うわけです。となると、当然、市街化区域というか、高森の中心部の水道の人達の理解、話し合いをして、その部分の理解を得ないといかんし、現状運営では、ずっとそのやり方をやってきているということになれば、もうこれを今さら、これだけは、中心市街地の人達の基金のお金ですからということでは無理だと思うわけですね。ですから、まだ、その当時のことをきちっとご理解していらっしゃるその地区の方がいらっしゃいますので、今のうちに、僕はこの辺は整備をせんことには難しいなと思うわけです。この条文だけでいけば、本当に僕はもう矛盾していると思うわけです。今までの特会のやり方でも、議会でもそうだったし、それを常に監査がありながら、認めてきているという事実もありますし、ですから、この第1条の文言をもう少し理解をいただくような形、現運営上と合法するような、適合するようなやり方にはできないかなと思いますけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 市街化区域、私どもの町内のこと、条例、いろいろな問題があるろうかと思いますが、今、申しましたように、なかなか地域別に簡易水道特別会計をやるというのは、なかなか大変なことかと思えます。今回もこの前、9月議会でもそういう各地域の飲料水、また簡易水道、部落水道と申しますか、簡易水道、高森町の水道に入っていない地域もまだ十分ございますし、鋭意水道事業に関しましては、100%町管理になるような努力を今しているところでございます。前回、9月も13番議員さんからおっしゃいましたように、今回、一生懸命水道事業に協力せんと、あとはもうしてやらんばいたぐらいの強さで早い機会にそういう施設は改良すべきじゃないかというご意見をいただきました。それを基本にいたしまして、地区の水道、今までは部落水道と申しますけれども、何とか町の簡易水道に加入していただきまして、安心安全、一番大事なものでございますから、それをやろうということを今しているところでございます。十分、今、6番議員さんの方からおっしゃいましたように、私どもよくまだ理解をしていない部分がございますけども、今のところは、なかなかそこをはっきり分けるというのが大変な苦勞かと思っておりますし、高森町におきましても、今、電気料、超低金利、またもうそろそろ設備等につきましても、ポンプ等につきましても、モーターに関しましても、もうそろそろ寿命が来ているところでございます。そういう面からも、なかなかこれは、市街地の分、これは草部の分、これは色見地区の分というのは、なかなか負担の色分けをするというのが大変苦勞がございますものですから、どうかひとつもう

しばらくもちろん検討課題として、今後、検討してまいりますけども、今のところは、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実際、この部分を本当に明確に解決しておった方が次のステップ、いわゆる昨日の委員会でもございましたけども、農業用水の水路と下水道の側溝ですね、今は兼用してやっている部分がかかなりございますし、臭いがするからといえば、水を流さなければいかんし、その部分に関しましても、農業用水の方の電気代の方から出すのか、福祉の方の予算があったですね。その方を出しているという部分もございますし、非常にちぐはぐな部分があると思うわけですよ。となると、やはりここの部分を最初に解決しないことには、農業用水からもらっているこの簡易水道の部分の水の位置付けにしても、非常に難しいと思うわけです。ましてや、水道料が非常に町内一律じゃないという部分、同じ高森町内の町部にあっても、水道料を支払わなくていい世帯がある。これはもちろん、当初の水が出た時の契約に基づく部分がございますけども、その契約に基づく部分の根拠としては、その部分がありますけども、払っていらっしゃる方と払っていらっしゃらない方があると、でも、これも何十年来、もうずっとそのままですね。平成元年ぐらいからスタートしておりますので、もう16年ほったらかし。で、鋭意努力はされて、残り少なくなってきたおるけども、根本の部分が解決しないものですからというよりも、根本の部分の解決というよりも、根本の部分の解釈を統一した解釈にしないことには、僕はすべての部分が解決の方向に向かっていかないような気がいたします。ですから、先ほど、後ろの方からも声がありましたけども、これも1つの大きな行革の1つだと思っておりますので、人間どうのこうの以上に中身のある行革の方も進めていかなければいけないということになれば、僕はこの水の問題は、大きな問題として、今後、持ち上がってくるというよりも、今のうちに解決した方がいいというふうに感じております。

せっかく町長、今から3年目に向かっていく時ですので、このあたりのことは、やはり思い切った改革をしないことには、遠慮容赦なしに進まないことには、将来の高森町の水の不安というのは解消しないと思っておりますし、ましてや、平等性、簡易水道の特会の方では、一般財源の持ち出しも当然、ルールに基づいてやっておりますけども、その部分の不公平感も出てくるんじゃないかならうかと思っております。是非とも、この部分は前向きに取り組んでいただきたいと思っております。このあたりについて

て、直接の担当課長の方に一言そのあたりについてのご意見をお伺いして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。

現在、高森町簡易水道事業基金設置条例の第1条にうたっております。これは、ご承知のとおり、トンネル工事に起因する対象被害地区の経費の財源とするため、6億円の基金を設けてございます。これに対して、今、ご質問がありましたとおり、町長からもお答えがありましたとおり、今後検討していく課題ではあると思います。

現在、ちょっとここで6億円の収益利息額が現在のところ720万円でございます。現在、市街地区の年間の電気料が837万2,000円っております。当初、6億円の基金契約当時は、6%の金利ということで、3,600万円ほどの基金利息がございましたけども、現在になりましてもう720万円ということで、超低金利になっておりまして、電気料にも満たない金額になっておりますので、何とかこの条例の方についても、今後、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

繰り返すようですが、町長の方が以前から解決済み、解決済みというふうにならずにおっしゃられておりましたものですから、解決済みと言われるたびに、水利組合の方、市街地の方の方からいろいろ私の方にアドバイスというところちょっと語弊がありますけども、いろんな過去の経緯の歴史の部分の部分をいろんな資料を出していただいて、勉強を僕もさせていただいておりますので、是非とも前向きに、前向きにというか、早急に解決できるように、お願いしたいと思います。解決済みというと、非常に水利組合の人から反発を買いますので、検討課題としていくような形をお願いしたいと思います。

次、3番目で、先ほど言いましたように、刑務所についてご質問したいと思います。

地区座談会を通して刑務所についてのお話も、それぞれされておられましたし、全地域を私も回らせていただきました。ただ、その中で、まず、町長がいろんな形で説明されている中で、私が感じ取ったなりの矛盾点がございましたので、その点をまず最初にご質問させていただきます。

まず、場所等の問題、場所等の問題について、町長の方は山東部のある地域では外輪山の中ですよという形でおっしゃられました。さらには、上の方の、野尻、草部、どっちだったか、ちょっとメモを見ればわかるんですけども、何も外輪山の中、谷内ではございませんよ、野尻、草部も候補地の1つですよと、また、そういうふうにおっしゃられました。そして、こっち、高森と色見、上色見の辺りでは、もう外輪山の中ですよ、候補地としては中ですよというふうにおっしゃられておりますし、職員の中の説明会の中では、国立公園内ですよというふうな形でおっしゃられております。

まず、最初にお聞きしたいのは、町長が思っておられる場所というのが、実際、どういった形で候補地の1つ、候補地の1つというのが上がっておりますけども、とらえておられるのか、さらには、他に候補地として、町長が考えておられる場所があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地域座談会を11月1日から各地域7カ所にわたりまして、地元の方に刑務所だけの説明じゃなく、町政座談会ということで開かせていただきました。その中で、お話をする中において、行財政改革の意見として、今回は自主財源確保のために刑務所、矯正施設をということで説明をいたしました。場所の選定でございますけども、先にお話をする前に新聞等で報道がございまして、地元の方に10月31日にお伺いしまして、そういう新聞報道についての説明をいたしたところでございます。地域的には、高森町全体と申しますか、野尻、草部含んだ地域ということで説明をしたつもりでございますけども、外輪山になるのか、職員に対してはということでございますけども、今のところ、国の方からいろんなそういう地域指定と申しますか、いろんな諸条件の方がまだ未だ提示されておられません。場所といたしましては、高森町全体を野尻、草部含めまして地域全体をということで、国の方にはお話をしております。説明にならないかと思っておりますけど、高森町全体を区域としております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） これは、先ほど来、特別委員会もあつた中でちょっと話もしにくい中なんですけども、場所等について、これは特別委員会の中で、福岡矯正管区の方から場所を示してくださいということで報告をされたというふうに報告がなされております。ですから、その辺を一緒に僕は説明していただけるのかと思いましたが、場所等について、返事をした場所について、再度、お答えを願いたいと

思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 場所等につきましては、今、申しましたように、野尻地区に1カ所、草部北部地区に1カ所。今、野中議員さんがおっしゃいましたように、地域に関しては1カ所、上色見のソフト村跡地と草部北部に1カ所、野尻に1カ所です。地域としては、そういう場所をお願いしたいということで、法務省の方にはお願いいたしました。まだ返事等はございませんで、いつ調査があるとか、そういうことに関しましては、一切申し上げませんという返事でございました。法務省の方から調査等については、いつ行きますとか、こんなことをしますとかということは一切ないという返事でございました。

それともう1つ、野中先生が大変お詳しくうございますから、申し上げますけども、約3週間ぐらい前に、福岡に法務省の出先機関がございます。福岡矯正管区という局がございますけども、そこに全く同じ法務省の方に提出いたしました要望書を持ってまいり、その中にはそういう場所等については、まだ申し上げておりません。今回、法務省の方から場所等についてということでございましたから、今申し上げましたように、野尻地区に1カ所、草部北部1カ所、色見地区に1カ所ということで、場所提示はいたしております。今のところ、まだ何ら法務省からの返事はありませんし、調査につきましては、再度申しますけども、地域にまた逆に、高森町にいつ調査しますとか、そういうことについては、一切返答はありませんということでございます。勝手に法務省の方がやるという返事でございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 場所が新たに増えたわけでございますけども、最初、委員会を設置した時に町長の方は、いろんな場所等とか、そういった国・県とかの交渉をする時には議会の方に一応ご相談をするという形で話は承っておりましたけども、今回は、特別委員会の方が早くなったというのも不思議な感がいたします。そのあたりは、議長の方にきちっとした対応をしていただきたいと思いますし、その野尻、草部の地域、地域といっても広いんで、詳しく地番等まで発表していただければと思いますし、もしそこまでが無理なら、漠然とした場所指定ということで提示されたということになりますので、再度、その辺の地番までお願いしたいと思います。

次に、住民の座談会の中でありました上色見地域なんですけども、住民の7割が反対されるということで、駐在員さんの方が発表されました。そういった地域にあって、反対の多い地域、そういった地域に対して、今後は、こういった説明なり、

されていくのかというのが1つ疑問に思いますし、町として、場所が決まっていな  
いの、いろんなどころを天秤にかけながら、反対があるからどうのこうのという  
のも進め方としてはおかしいと思います。

ですから、反対が当然、上がる部分として表に出ている部分が今、ソフト村の用  
地なんですけども、そのあたりの対応を今後、どういうふうな形で進めていかれる  
のか。

さらに、もう1つは、刑務所誘致の部分で、国の方がいつごろ決定されてくる  
という部分のタイムスケジュールがどうなっているのかを今、わかる範囲でお答え願  
いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 各地域の地番等につきましては、何ら場所指定の時に今回、早  
急にお話がありましたものですから、お話を、野尻地区、草部地区ということ  
で、地番等につきましては、そういうことは報告をいたしておりません。

また、話を進める中で、地区の方々が今7割反対ということでございましたけど  
も、当初から申しましたように、地域の方々の意見を無視して、進めるというこ  
とはしないということを地域の方々ともお約束をしたところでございます。

それとまた、法務省の方からいつ調査して、いつごろ結論が出るかということか  
と思いますけども、さっき申しましたように、法務省の方は一切そういうことは言  
いませんということでございました。町の方から場所指定をいたしたところを勝手  
に調査をするということでございました。今、その63、4カ所あるということで  
ございました。63、4カ所、どういう地区から来ておりますかとお聞きしまし  
たけども、そういうことは一切ノーコメントということでございました。勝手に調査  
をして、60数カ所ある中の何カ所かをきつとテーブルの上に上げてくるな、とい  
う程度でございます。

ただ、地域で申しましたように、一生懸命自主財源確保、今後の雇用の問題、い  
ろんな問題に関しまして、今回は、矯正施設ということをお願いしたところでござ  
います。また、議会の方も許可をいただいて、今、積極的に進めているところでご  
ざいますけども、なかなか法務省の方からはそういう返事でございました。一切そ  
ういうことに関しましてはないということです。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 場所等については、草部地域、野尻地域、いろんなどい  
んで、実際、どこがされているのかが全くわからない状態で、調査する方も大変だろ  
うと

思います。全地域を回って、どこだろうかと探さなんもんですから。これはちょっとある意味、矛盾しているかなとも思いますけども、1つは、議会としては、私、議会の方で決議をいたしました。持ってくる、持ってくるということで話を進めていく中で、場所が決まらないことにはなかなか次のステップにも進まないわけです。この場所だったらどういう形でいく、この場所だったらこういう全体の計画像を練るとか、ですから、場所が決まらないのをいつまでも議会が決議しながら、さあ右往左往していても始まらないところがございますので、場所をまず決定して、それから議会が果たしてできるかできないかの部分も議会も一生懸命する。その中で、地域の反対があつて、どうしてもだめ、じゃあ、次の第2の候補地も一生懸命やつてだめ、そういったことになった時には、議会の方もやはりその決議に関して、やはり態度をかえなんとも出てきますし、やはりまず最初に場所、どこにするという部分がないことには、すべての部分でスタートも切れないような気がいたします。

ある意味、3カ所の候補地を上げて、福岡管区の、いわゆる矯正局の方にお任せしますでは、それは高森町のコマーシャルにもならない。高森町の誘致している場所はここですよ、こういうメリットがあるんですよという部分のうたい文句も何もないと、となると、僕はやはり選考から漏れてしまうのも致し方ないなという気がいたします。

やはり町長の方から議会の方に対してでも、住民に対してでも、きちっとこういった場所をしたいからどうですかというふうに、やはり提案をしていただきたいと思います。議会の方に提案権があれば、議会の方で探さないといかんとですよ。決議した以上の責任というのは、僕は強く思っておりますので、その辺はどういった形で町長、今後、進められるかを僕はお聞きしたいと思います。それ、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、私も積極的に進めてまいろうと思っておりますし、まい進して、どうか、議会の方からも是非、ひとつ積極的にご協力をいただきたいと、そのように思っております。

また、場所等につきましては、今、申しましたように、地区を挙げておりますけれども、諸条件が私どもに提示されておられません。こういうものに関しましてはこういうものですよ、こういうものが必要ですよという諸条件について、何ら提示されておられませんものですから、なかなか議会の方に報告ができないのも事実でございます。

ます。提示されれば、当然、どこにそういうことがマッチするかを申し上げるわけ  
でございますけども、今のところは、されておらないのも事実でございます。せつ  
かくの議会の方からも応援をいただいて一緒にやろうということでございますから、  
そういう諸条件が国の法務省の方からあれば、そのまま皆様方にお伝えをし、  
一緒に地域等についても、ご協力いただきたいと、どうか、私自身も積極的に一生  
懸命やりよるところでございますから、議員の先生方にも是非、ひとつ積極的にご  
協力いただきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長、積極的にしようがないとですよ。正直に言ってですね。  
本当ですよ、しようがないですよ。これはもう私事で何ですけども、僕はこれだけ  
資料を今持っております。これは全部刑務所に関する資料です。僕が知り得る範囲  
のやつ全部調べておりますし、雇用からPFIの形態から、PFIの条件から、会  
社の要件から、雇用条件から、環境、刑務所誘致する際の土地の条件、そういった  
のは、個人としては僕はわかるとるわけです。行政がするとわからないのが不思議  
でたまらんですね。ですから、積極的にということ、積極的にこだけ資料を集  
めて勉強したけども、行政からは積極的な資料の提示はされていない。ある意味、  
これ、おかしいなと思います。町長は、東京の方に何回か要望みたいな形でご相談  
に行かれています。そういった中で、当然、いろんな形で話が積み上がっている部  
分があったはずだと思います。

実は、もう本議会ではあんまり言いたくなかった分を最後に質問させていただき  
ますけども、私は、私の一身上の都合で要望書提出に行けませんでしたけども、要  
望書提出を伴う公務として行かれた東京の国会なり、あるいは衆議院会館、ある  
いは参議院の方にも行かれたとお聞きしておりますけども、そういった中で、要望書  
を提出する際に、民間の方がその中に入っておられたと、そういう話をお聞きし  
ました。公務の中で行っている、公務執行上、民間の方が入っておられるとい  
うことになる、その方にやはり町として委託をしたのか、あるいは、その日の費用弁  
償なり交通費を払って来ていただいたのか、そういったいろんな条件があろうか  
と思っておりますけども、その民間の方は果たしてどういう役割で入っておられたのか、  
そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、おっしゃるとおり、民間人のご紹介をいただいた方が  
おられます。私も正直申しまして、なかなかそういうアポをとって、法務省の矯正

局長に会うとか、なかなか、補佐官に会うとか、会っていただくことの方が大変な仕事でございます。そういう意味におきまして、この高森からお嫁に行ってる人の旦那さんがそういう紹介と申しますか、そういう方々と懇意にされているということで、その方のご紹介をいただきまして、法務省、また自民党本部、また、参議院、衆議院と行ったわけでございます。高森町を紹介をしていただくということで、一緒に伺いました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 質問回数が増えますけれども、議長、許可願えますでしょうか。

○議長（相馬俊行君） はい。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

民間人が入られるのは決してやぶさかではないと思うわけですね。当然、精通した方がいらっしゃった方がいいと、ただ、一般的に考えた時に、要望書を提出するというのは、議会からも行っておりますし、執行部からも当然、町長が行かれておりますし、そういった公務の中で、民間人が入られるということになると、やはり僕は手続きに則って、その日の費用弁償なり、交通費なり支払わないと僕はおかしいと思うわけです。でないと、単純に紹介して、友だちが来たということになれば、その中の要望書提出の際に、一緒に出す時に横におられるというのはいかななものかなというふうに感じ取っておりますけれども、その辺の処理はどうされているのかを1つはお伺いしたいと思いますし、どういった方がどうだったこうだったと言ったところで、要は、刑務所をこっちに持ってくるという部分に関して、前向きに駒を進めるのも先決でございます。ですから、その辺の町長の考え、民間人の方を入れた、どういう方かということまでお話していただければ、もっと理解しやすいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、高森町の方からその民間人の方と申しますけれども、私もそれほど町の長として、1年半近くなりますけれども、なかなかそういう面に関しまして、法務省にそういう手づるがあるわけでもございませんし、なかなか難しゅうございました。町からお嫁においでになったところの旦那さんがそういうことにはとても詳しいということで、その方のご紹介をいただいたところでございます。

提出する時に民間人がおったということでございますけれども、やはり、せっかくのご紹介でございますから、一緒に顔を出していただくこうということで、お願いを

したところでございます。

また、その費用弁償とかということでございますけども、あくまでもこの高森からお嫁をもらっているということで、善意でやっていただきました。何らそういうことに関しましては、その方から要求もございませんでしたし、また、そういうこと、今、町の財政上のこととか、いろんな面にもなかなか精通された方でございますものですから、その方に甘えて、紹介をしていただいたということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 善意ですから、それは素直に受け取らなるところもあります。もちろん、段取りをされたのは、多分、町長の方だと思います。町長、執行部の方だと思います。議会の方は参議院の方だけしか段取りはしておりませんでしたので、この段取りについては、町長、執行部がされたと、そして、善意でその方に入っていて、紹介していただいた、要望書提出までつきあっていただいたし、そういった形でことが進んだということになります。ただ、私は、個人的には民間人がそういった公務の中に入り込むのはいかなものかなというふうに感じておりますので、この辺は行政法上、果たしてどうなのか、その部分は今後また調べていく部分はあろうかと思えます。

じゃあ、原点に帰りまして、町長、議会の方に一生懸命やってくださいという部分は何からやればいいのか、最後に、それをお聞きしたいと思います。何を一生懸命、議会の方がせなんとですかという部分ですね。よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、何回も繰り返しますけども、諸条件については、何ら提示されておられませんし、その諸条件が法務省の方から出れば、それをもとにして、場所設定、本当の設定等もできるかと思えます。今のところは、本当に何一つそういう指示がきてございません。その1つ、そのライフラインにしても、何にしても、そういうものがピシャットした諸条件を相手の法務省の方から出していただければ、それをもとにして皆様方と一緒に積極的に進めてまいりたいと、そのように思っております。

今のところは、本当に正真正銘、そういうものが1つもございませんものですから、議会の方に提出ができないのが、現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 諸条件というのは、僕は多分、国の方からこういう条件でこう

ですよというのは来ないと思います。待っていても来ません、本当に。全部、誘致をした以上は、こっちから積極的にこういう土地でこういう地形で、こういう利便があるからどうですかという条件を持って行って、初めてそうですねというふうにおっしゃられると思います。ですから、町長が今言っておられる形からすれば、もうこの話はいつまで経っても進まんなど、何かそういうふうな気がいたしております。議会が決議した以上、やはり誘致をするために、最大限の議会の方もやりますし、この条件がだめなら、ここはどうですかということもやります。しかしながら、最終的に、住民の同意が得られないという判断が、議会側も判断すれば、僕は別な財源探しをやはりすぐやっつけていかにやいかんと思いますので、自分個人で持っている資料があれだけあるのに、何で町から出せないんですかという部分は、僕は非常に矛盾を感じます。ですから、前向きじゃなくて、具体的に1つずつ駒を進めて行っていただきたい。あわせて、最後に場所等については、本当に早急に議会の方にもご相談していただいて、そして、住民の方に下ろして、高森町はこの場所に刑務所誘致をしますよと、はっきり言って話を進めないことには何も進まないと思いますので、議会側に早急に、議会終了後、すぐにでもいいですよ。場所を出してください。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番、野中謙三君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

-----○-----

散会 午前11時05分

1 2 月 1 0 日 (金)

(第 4 日)

## 平成16年第4回高森町議会定例会（第4号）

平成16年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

日程第1 意見案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書について

日程第2 議案第48号 高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について  
(継続審査事件)

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第4 議員派遣について

日程第5 特別委員長報告について

### 2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	11 番	相 馬 俊 行 君
12 番	三 森 義 高 君	13 番	佐 伯 金 也 君
14 番	後 藤 英 範 君		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10 番 甲 斐 正 一 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企 画 財 政 課 長	村 上 源 喜 君
商 工 観 光 課 長	佐 伯 実 範 君	住 民 生 活 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君

保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 意見案第5号、教育基本法の早期改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、教育基本法の早期改正を求める意見書の趣旨説明をいたします。

皆さんもご存じのとおり、教育基本法は、学校教育制度をはじめとする教育諸制度を確立し、国民の教育水準の向上など、我が国の社会の発展に大きく貢献してきましたが、昭和22年の法施行以来、1度の改正もされることなく半世紀を経過しております。この半世紀の間、我が国社会も国際社会も大きく変化し、国民意識も変容を遂げ、教育において重視すべき理念も変化しております。中央教育審議会の文部科学大臣に対する答申でも新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画のあり方についてということで、教育基本法の改正を促しています。

なお、先ごろ発表されたOECD経済協力開発機構が実施した学習到達度調査では、国語読解力で41カ国中14位、数学で6位という驚くべき学力低下を示しております。もはや学習指導要領の改定などでは対策の打ちようのない状況であります。これから21世紀を託す心豊かでたくましい国民の育成を目指す観点から、重要な教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法の改正を早急に行うよう関係

機関に強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第5号、教育基本法の早期改正を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第2 議案第48号 高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案第48号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、平成16年9月24日に継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

平成16年9月24日に継続審査となり、建設経済常任委員会に閉会中の審査を付託されました議案第48号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例につきましては、11月30日に建設経済常任委員会を開催し、担当課長より高森温泉館運営協議会の結果などの報告を受け、審議を行いました。審議の中で、委員よりお手元に写しをお配りしましたとおり修正案が出され、慎重に審議した結果、修正案については、全員異議なく可とすることに決定しました。また、修正部分を除く部分については、原案のとおり全員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告は修正です。これから、委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

まず、修正案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、委員長報告の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま修正議決されました修正案につきましては、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く原案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く原案に

については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

### 議案第59号 高森町過疎地域自立促進計画（後期）について

○議長（相馬俊行君） 議案第59号、高森町過疎地域自立促進計画（後期）については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第59号、高森町過疎地域自立促進計画（後期）については、12月8日、第3・4委員会室において、午前10時より、委員全員出席のもと、各出張所長、税務課、総務課、企画財政課のそれぞれ課長以下各係出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第59号については、12月8日午前10時より、さらに12月9日午前11時15分より、文教厚生常任委員全員出席の下、教育長、関係各課長、局長、課長補佐、次長及び係長の出席を求め、慎重に審議した結果、統合保育園建設事業計画について、委員の中からこの計画には国庫県補助金等が採択されておらず、単独予算となると住民側から建設に反対する意見等も出るのではないかという意見、さらには、その旨の住民説明をしたのちに計画計上するのが望ましいのではないかという意見、さらには、河原僻地保育園、草部北部保育園と野尻保育園との統合が先決であるとの意見が出されましたが、慎重に審議した結果、県支出金・国支出金については、県の許認可が下り次第、計上されるという報告を受け、採決の結果、賛成多数により可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第59号、高森町過疎地域自立促進計画（後期）につきましては、12月8日10時より、常任委員会を開催し、甲斐正一議員欠席、あと残り全員出席でございますが、関係課長、局長、センター長、課長補佐、係長から説明を受け、審議を行いました。審議の中で委員よりお手元に写しをお配りしましたとおり、修正案が出され、慎重に審議しました結果、修正案については、全員異議なく可とすることに決しました。また、修正部分を除く部分については、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長の報告は修正です。これから各委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

過疎地域のことについて、それぞれ皆さん方、一生懸命考えて審査がなされたようでございますが、参考的に説明をお願いいたします。まず、財政課長さんの方に聞きたいのですが、地方財政法の中で。

○議長（相馬俊行君） まず、委員長報告に対しての質疑ですから。

○13番（佐伯金也君） 委員長報告全体の委員長報告に対しての質疑ですから、ですから、担当の財政課長の方に所見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（相馬俊行君） 委員長が先に質問を受けて、委員長が振られてからにしてください。

○13番（佐伯金也君） 委員長報告というよりも、この過疎債についての取り扱いについての質問をちょっとさせてくださいということです。わかりますか。地方債の取り扱いについての所見を伺いたいということです。

○議長（相馬俊行君） 2日目に質疑が終わっているはずですけど。

○13番（佐伯金也君） ですから、今日、委員会の報告がありましたから、それを含めて、修正案も含めて、総括的に質問をしたいわけです。

○議長（相馬俊行君） まず、委員長に質疑をされてからお願いします。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、委員長に質疑をさせていただきたいと思いますが、委員長の方でお答えください。私が質問したいのは、建設経済常任委員会でございますが、地方財政法の中で、地方債の発行の項目がちゃんと記載されております。地方債の発行の制限の中には、交通・建設・福祉・教育それぞれ必要なものがございますが、大体観光事業についての地方債の発行というものは、地方財政法の中には大体うたってございませぬ。で、今回、修正をされております。草部地区

については、当然、今、活性化委員会ができているということですので、そういうことも必要ではあると思いますが、手続き的に地方財政法の解釈からいけば、観光事業については、私はあまり好ましいことではないというふうに解釈をいたしております。その点について、建設経済常任委員会の中でその取り扱いがいかかなものであったかということをやあお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。そういう質問であれば。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） ただいまの質問でございますが、その取り扱いについては、委員全員慎重に審議した結果、こういう報告となっております。担当課長の説明をよろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今、議員さんおっしゃいましたように、地方財政法上では、観光レクリエーション施設について、町債発行するという部分はございません。その分につきましては、今回お願いしております特別法の過疎自立促進特別措置法ですか、この中で、借入をできることのメニューの中に観光レクリエーションという部分がございますので、その部分を今回の計画の方に充当して、そういった起債を借入をするということで、今回の計画の中に計上しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 担当の方から補足して説明がございましたからわかりましたが、建設経済常任委員会の中の討論の中で、本来ですと、議会というものは、審査して、調査をして、必要であるものなのかどうかということを皆さんの意見を取りまとめて、必要でなければ削除するなり、継続するなりということになってくると思います。今回の場合は、自立促進計画でございますから、修正をして、増額、この計画に対しての総額に対しての増額というものは、そうは問題はないと思いますが、ただ、予算等であるならば、増額予算ということになってくると、やはり執行部に対する問題提起ということになってまいりますので、私としては、あまり事業の追加というものは好ましくないような気がいたします。委員会の中で、事業の追加をされる場合であるならば、本来ですと、この自立促進計画の案が出た時点で、当初からこの中に書き込まれて出されていた方が良かったのではないかというふうに考えておりますが、なくす分については問題ないんですけれども、私は、この修正は追加でございますから、大変慎重に慎重を期す必要があったと思いますけれども、その点については、いかがであったのか、ただ、特別に、過疎債については特

別な取り扱いの中でということですのでございますから、特に特別という文言が付くということは、やっぱりそれなりに事前に話し合いをしておかんとするには、あとから特に、観光事業について、こういうような追加修正というものは好ましくないように私は考えております。建設経済常任委員会の中で、今後、こういうふうな計画で出る場合において、事前に執行部との話し合いをされるように話をされたのか、どうかということも併せてよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 今の質問に対してでございますが、取り扱いといたしましては、記載漏れじゃなくて、町政座談会等で地域の方から出て、その中でいろんなやり取りがあったようでございますが、要するに、この問題に対しては、委員会の中で副委員長の方からこういうあれがなされておったというようなことでございますので、甲斐正一議員は欠席でございましたが、その3人の中で必要とするなら入れた方がいいんじゃないかというようなことでございます。あくまでも計画でございますので、本当は今言われたとおりに、事前に出された時点でやるのが一番適当だったと思いますけど、委員会の中で持ち上がってききましたので、こういう修正というような形で整備というような形で出ております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） わかりました。大変、12月の今回の議会前に町政座談会が開かれておまして、この過疎地域自立促進計画のこの案が出たのが先か、それとも町政座談会が先だったのかという問題もあったと思います。しかしながら、やはり私としては、修正を加えるならば、減額じゃないんですけども、削除とか、減額とかという形の修正であり、また、増額になってくるということになれば、やはり事業総体からすれば、これだけ財政厳しい折りでございますから、何らかの事業をやっぱり削除するなりしながら、全体的な総枠の中での修正というものが私は好ましかったような気がいたします。

その点について、これは、総務常任委員会の委員長さんの方にもお聞きしたいんですけども、この促進計画の案については、満場一致で委員会の中では可決をされておりますが、今後の取り扱いについて、事前に町政座談会等が行われたあとに、総務常任委員会等との打ち合わせ、打ち合わせじゃないんですけども、案についての公聴会等の開く予定等についての報告はなされておりましたでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会には、別にそういった相談も受けておりませんが、もし、そういうことが必要であれば、今後、委員とも相談しながらというふうに取り扱うように検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○13番（佐伯金也君） いいです。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

まず、建設経済常任委員長報告の修正案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、建設経済常任委員長報告の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

建設経済常任委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、建設経済常任委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま修正議決されました修正案につきましては、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く原案については、各委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く原案については、各委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第67号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第67号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第67号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、12月8日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、各出張所長、税務課、総務課、企画財政課それぞれ課長及び各係、順次出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第67号については、教育長はじめ各関係課長、課長補佐、次長及び係長の出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第67号、平成16年度高森町一般会計補正予算について、12月8日午前10時から第1委員会室におきまして、甲斐正一議員を除く委員出席のもと、農林振興課、アグリセンター、商工観光課、建設課の各課長、所長並びに各課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、午後から道路改良及び住宅建設箇所の現地確認を行い、慎重に審議した結果、出席委員異議なく、原案どおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号、平成16年度高  
森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第68号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第68号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正  
予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求め  
ます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第68号、平成16年度高森町国民健康保  
険特別会計補正予算については、12月8日、第3・4委員会室において、委員全  
員出席のもと、10時30分より税務課長、係に出席を求め、詳細にわたり説明を  
受け、慎重に審議の結果、全員異議なく可することに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議員派遣の件

- 議長（相馬俊行君） 日程第4 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 特別委員長報告について

- 議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。委員長が欠席のため、副委員長にお願いします。交通総合対策特別副委員長 後藤和昭君。

- 交通総合対策特別副委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

交通総合対策特別委員会における協議の内容について報告いたします。

平成16年12月7日午後1時40分から、第3・第4委員会室において、委員4名、欠席委員2名、総務課長及び同補佐、保健福祉課長、教育長、教育委員会事務局長並びに同次長、企画財政課長及び同課長補佐に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、教育委員会より平成17年度から草部南部小中学校の統合に伴い、スクールバス3台の運行が必要となるが、現在の教育委員会の考えとしては、2つのバス事業者で運行している高森中央小・高森中を1つの事業者に取りまとめ、新たに発生する草部南部小、草部中を別の事業者に委託する方向で協議を行う旨の報告があ

りました。

次に、企画財政課より町民バスについて、現在までの輸送実績の報告を受けました。これによると、10月の路線見直し後、特に高森環状線の乗車数が伸びており、温泉館に接続した結果が出ているとの報告を受けました。また、町民バス運行に伴い、廃止した路線、継続している路線及び町民バスの輸送人員の比較説明を受けました。この中で、継続路線で複数町村運行系統における輸送人員の減少が著しく、負担も大きいことから、関係町村及びバス事業者との協議を行い、調整が可能であれば、ダイヤ及び運行本数について、平成17年10月1日付けで見直しを実施する旨の説明を受けました。

以上、交通総合対策特別委員会の報告とします。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田生一です。

12月7日に一番最後の広報委員会をやっておりますけれども、9月の広報誌につきましては、私どもも早く広報誌作成をやりたいというようなことで努力をしてみましたが、結果的には出すのが遅くなっております。11月5日の日に自治会館におきまして、広報委員全員出席のもと研修に行っております。私ども、これからいろんな研修などをしましたことをもとに、一生懸命にいい広報誌づくりに努力をしてみたいと思っております。

今回の12月の定例会の広報誌づくりにつきましては、来年早めに発行したいと思っておりますけれども、何分にも広報誌づくりにつきましては、やはり特別委員や常任委員の皆さん方の原稿の提出などによりまして、私どもも出すのが早くなったり遅くなったりしますものですから、皆さん方の協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

今年1年がもう終わろうといたしておりますが、大変議員の皆さん方にはお世話になりました。来年の広報誌づくりが早めにできますように、12月の定例会のことにつきましては、どうぞよろしく協力をお願ひしたいと思っております。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長 三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君） 12番 三森です。

町村合併検討特別委員会の報告を申し上げたいと思っております。

町村合併問題につきましては、平成13年9月に本町議会に特別委員会を設置し、間に任期満了を挟んで本日まで慎重なる審議を行ってまいりました。しかしながら、ご存じのとおり、阿蘇南部の各町村も白水村・久木野村・長陽村が来年2月に合併し南阿蘇村となりますし、蘇陽町においては、郡域変更により山都町となります。また、一方では、西原村においては当面は単独で進む状況のようでありませす。そのような周辺町村の状況の中にあつて、現在の高森町の置かれている状況は、当面は単独で町政を進めていかなければならない現状であると考えます。

このようなことを踏まえ、特別委員会において協議しました結果、本日をもって町村合併検討特別委員会を廃止することを決定いたしました。

ただし、今後の国・県の動きや周辺町村の状況の変化などにより、特別委員会の必要性が生じた場合は速やかに特別委員会の設置を行うべきとの要望がありましたことを付け加えまして、特別委員長報告といたします。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会の報告を行います。

平成16年12月7日12時30分から、第2委員会室において、佐伯金也委員、甲斐正一委員を除く委員全員出席のもと、企画財政課長、同課長補佐に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、企画財政課長から平成16年11月24日に九州内の矯正施設を総括する福岡矯正管区へ町長が出向き、矯正管区長へ先に法務大臣に提出した要望書の写しを提出し、今後の対応に関し、協力の依頼をしたとの報告がありました。この中ですでにある刑務所の増設については従来の刑務所の運営方法となるが、新施設については、PFI方式の運営となる予定であるなどの話がありました。

次に、今後、広く町民の意見を聞き、検討する機関として、矯正施設町民検討委員会設置を検討していることが報告され、協議の結果、場所の決定また法務省調査が終了した時のいずれかをもって設置することが望ましいとの意見があり、執行部に対して、その方向で検討するよう申し入れました。

次に、企業団地において、操業中の工場増設に関する用地交渉の報告があり、現段階では、会社側と地権者との格差が大きく、厳しい状況であるとの報告を受けました。この件につきましては、今後とも町としても前向きに取り組んでいくとのこ

とでありました。

以上をもって前回報告後の特別委員会の活動に関する報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

12月9日午前11時より、第2委員会室において、初会議を開きまして、正副委員長を選出いたしました。委員長に私、甲斐廣國、副委員長、山村將護委員が選任されました。今後につきましては、設置の趣旨とそれから非常に内外厳しい情勢を勘案しながら、無駄のない効率的な行政を実現するために、委員全員精一杯その任務に当たる覚悟でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、町村合併検討特別委員長から本日をもって特別委員会を廃止したいとの報告がありましたが、委員長報告のとおり、町村合併検討特別委員会は本日をもって廃止したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、町村合併検討特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会に、行財政改革につきましては行財政改革特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・企業等誘致特別委員会・行財政改革特別委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成16年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成16年第4回定例会

平成16年12月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行  
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111